情報通信審議会 電気通信事業政策部会 (第6回) 議事録

第 1 日時 平成21年8月6日 (木) 14時55分~16時40分 於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席委員(敬称略)

東海 幹夫(部会長)、辻 正次(部会長代理)、斎藤 聖美、酒井 善則、新町 敏行、高橋 伸子

(以上6名)

第3 出席臨時委員(敬称略)根岸 哲

第4 出席した関係職員

(1) 総合通信基盤局

福岡 徹 (電気通信事業部長)、山田 真貴子 (総合通信基盤局総務課長)、 淵江 淳 (事業政策課長)、井幡 晃三 (事業政策課企画官)、 古市 裕久 (料金サービス課長)、村松 茂 (料金サービス課企画官)

(2) 事務局

白川 政憲(情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長)

第5 議題

- ア. 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について【平成21年 2月24日付け 諮問第1210号】
- イ.「新競争促進プログラム2010」の再改定及び「新競争促進プログラム20 10に関するプログレスレポート(第2次)」の公表について
- ウ. 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用実績について

開会

○東海部会長 ただいまから第6回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催させて いただきたいと存じます。

本日は、委員及び臨時委員7名全員が出席をされておられますので、定足数を満たしております。

なお、会議は公開で行います。

議題

- ア. 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について【平成21年 2月24日付け 諮問第1210号】
- ○東海部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと 存じます。本日の議題は3件でございます。

はじめの議題、諮問第1210号、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの 在り方について審議をいたします。本件は、本年の2月24日開催の当部会において総 務大臣から諮問をされまして、その後、接続政策委員会において検討が行われました。

本日は、委員会での検討の結果を、接続政策委員会の主査の東海が簡単にご報告をさせていただき、詳細については総務省から説明いただくこととしたいと思います。

それでは、お手元の資料 6-1 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について(諮問第 1 2 1 0 号)」と書いた資料をごらんいただきたいと思います。調査・審議の結果をご報告させていただきます。

本件については、固定と移動通信市場が新たな局面を迎える中、市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境を確保するという観点から、今年の2月24日に、総務大臣から諮問を受けたものでございます。本件の検討に際しましては、接続政策委員会において、モバイル市場の整備及び固定ブロードバンド市場の問題、いずれも公正競争環境の整備という観点について審議を積み重ねてまいりました。

具体的には、まず、本年3月3日に第1回の自由討議を行った後、事業政策部会との

合同ヒアリングを経まして、さらに3回の自由討議を行いました。その後、論点整理を2回行いまして、これらを踏まえまして、先月7日に報告書の骨子案を、そして、続く21日に報告書案をそれぞれ審議してまいりました。こうした全8回に及ぶ接続政策委員会での精力的な調査・審議を経まして、お手元にございます資料6-1のとおり、接続政策委員会としての整理を報告書として取りまとめることができたところでございます。

報告書を2枚おめくりいただきますと目次がございます。第1章と第6章は、いわば「はじめに」と「おわりに」でございますが、この問題を4つに区分をいたしましたので、第2章、3章、4章、5章が本体でございます。全6章の構成といたしまして、それぞれ現状、事業者のご意見、そして、それに対する接続政策委員会としての考え方について整理させていただいたものでございます。報告書内容の詳細につきましては事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○古市料金サービス課長 それでは、お手元の資料 6 − 1 に基づきまして、報告書の内容についてご説明をさせていただきます。

今回、報告書のポイントとなる部分につきまして下線を引かせていただいております ので、下線部分を中心にご説明をさせていただきます。

まず、「第1章 はじめに」の部分でございます。「1.接続制度について」の部分は 省略をさせていただきまして、4ページ、「2.電気通信市場における環境変化」の部分 からご説明をさせていただきます。(1) モバイル市場。携帯電話の契約数は、制度検 討時の約9年前と比較すると、約6,000万契約から約1億1,000万契約とほぼ倍 増し、巨大な市場に成長している。携帯電話は、国民1人に約1台の割合で普及した生 活必需品として、国民にとって、日常生活の重要性・不可欠性が著しく高まっている状 況にある。また、携帯事業者にとって、ビジネス展開上の重要性・不可欠性が著しく高 まっている状況にある。上記のような市場環境の変化に伴い、モバイル市場の接続形態 も多様化・複雑化し始めている状況にある。

(2) 固定ブロードバンド市場。2008年6月には、FTTH契約数がDSL契約数を上回ったため、FTTHサービスが、固定ブロードバンド市場における主役の地位に名実ともに躍り出た状況にある。しかし、DSLサービスは、安価に利用可能なブロードバンドサービスとして再評価され始めており、また、契約数の減少も下げ止まりの傾向にある。

- (3) 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場。モバイル市場では、3Gや3.5Gの開始により、データ通信系サービスの高速化が進展し、固定通信市場を上回る利用者に対しビジネスチャンスを見出して、コンテンツ配信市場に参入する事業者が増加している。
- (4) 固定通信市場とモバイル市場の融合。ネットワークレベルでは、今後、固定網と移動網の差異が希薄化し、両者の融合が急速に進展していくことが想定される。これに伴い、サービスレベルでも、今後、FMC (Fixed Mobile Convergence) サービスなど固定通信・移動通信の融合サービスの増加が想定されている。このような固定通信市場・モバイル市場の動きに伴い、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場でも、固定網・移動網上でシームレスに利用可能な通信プラットフォームの提供など、更なる市場の発展が見込まれる中で、固定通信市場・モバイル市場との関係も更に緊密化することが想定される。
- 3.今回の検討事項。本報告書は、上記2で述べた市場環境の変化等を踏まえ、一種 指定制度・二種指定制度を中心とした接続ルールの在り方を検討したものであり、以下 の4項目、すなわち、モバイル市場の公正競争環境の整備、固定ブロードバンド市場の 公正競争環境の整備、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進の ための公正競争環境の整備、固定通信と移動通信の融合時代等における接続料の在り方、 この4項目を柱とすることとした。

次に、「第2章 モバイル市場の公正競争環境の整備」についてでございます。 1. 第二種指定電気通信設備制度の検証。携帯電話は、国民1人に約1台普及した生活必需品となり、音楽・ゲーム・動画等の多様なコンテンツや決済機能等が提供されるようになってきている。これに伴い、既存の携帯事業者間の接続だけではなく、MVNOとの接続や新たに周波数割当を受けた新規参入事業者との接続が生じるなど、接続形態が多様化・複雑化する中で、移動網への接続は、これまで以上に公正性・適正性を高めることが求められる状況にある。これまで接続制度の検証・見直しは、固定通信市場における一種指定制度を対象に行われ、モバイル市場における二種指定制度は、制度創設以降、検証・見直しの対象とされることはなかった。しかし、上記のようなモバイル市場の環境変化を踏まえると、接続制度の趣旨・意義に照らして、二種指定制度が公正競争促進の観点から十分に機能しているかどうかについて検証することが必要である。

(1) 規制根拠・規制内容、1) 規制根拠について。一種指定制度では、加入者回線

を相当規模有する事業者のネットワークとの接続が、他事業者にとって事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であるとし、一種指定事業者の圧倒的な交渉力の源泉を設備のボトルネック性に見出している。これに対し、移動通信事業者の設備には、ボトルネック性がないとされている。

- 13ページ、一番上でございますが、電波の割当を受けた事業者のネットワークについて、一種指定制度と同様のボトルネック性を認め、これを規制根拠としてすべての携帯事業者を二種指定制度の対象とすることは適当でないと考えられる。以上のように、現時点で二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当でないと考えられる。ただし、指定電気通信設備制度の包括的な見直しの中で二種指定制度の規制根拠については、改めて検証を行うことが適当である。
- 2) 規制内容について。二種指定制度では、接続約款、すなわち接続料・接続条件の届出制を採用しているが、接続会計の整理・公表義務や網機能提供計画の届出制は採用されておらず、接続料についても、一種指定制度との間で規制内容に差異が存在している。現行制度上は、一種指定制度と二種指定制度では、規制根拠が異なることから、それが規制内容の差として現れることは当然の帰結と考えられる。これを前提とすれば、二種指定制度においては接続約款の認可制や網機能提供計画の届出制が採用されていないことは、現時点では許容されるべき規制内容の差異と考えられる。このため、次ページ以降、接続料算定に焦点を当てて規制内容の検証を行うこととする。
- (2) アンバンドルや標準的接続箇所の考え方。二種指定制度においては、アンバンドル制度は存在しない。このため、他事業者から要望された機能をアンバンドルするか否かは、二種指定事業者の自主的な判断に委ねられており、現在は、事業者間協議により交渉し、協議での合意形成が困難な場合は、事後的な紛争処理で対応することとされている。
- ①アンバンドル制度の要否。18ページ、真ん中あたりでございますが、アンバンドル制度の要否について、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが必要と考えられる。
- ②アンバンドル制度の仕組み。総務省においては、事業者間協議における留意点の整理を行うとともに、アンバンドルが必要と考えられる機能についても、まずは「注視すべき機能」に位置付け、協議での合意形成が困難な場合に初めてアンバンドル機能に位置付けるか否か最終的な判断を行うといった段階的対応を行うことが適当である。この

際、アンバンドルが必要か否かの判断基準は、一種指定制度での基準に加え、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能は除外し、利用者利便の高いサービスに係る機能や公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能に限定するなど、必要性・重要性の高いサービスに係る機能に限定する考え方を採用することが適当である。上記で整理した考え方に基づき、総務省においては、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を2009年度内に策定・公表し、二種指定制度におけるアンバンドル制度の具体的内容、すなわち注視すべき機能やアンバンドル機能に該当する機能、アンバンドルの判断基準等を規定するとともに、競争セーフガード制度と連携を取りながら、円滑な接続の確保に努めることが適当である。

③標準的接続箇所。標準的接続箇所については、ガイドラインにおいて、当該協議に おける留意点の整理をすることが適当である。

- (3)接続料算定の考え方。二種指定制度では、接続会計に基づく接続料算定等は導入されておらず、原価・利潤の範囲・内容やその算定方法は、事業者の自主的な判断に委ねられている状況にあるが、モバイル市場にも新規事業者等が参入し、接続形態が多様化・複雑化する中で、接続料算定の適正性・透明性向上を求める意見が示されている。
- 21ページでございます。二種指定制度の接続料算定の適正性・透明性の向上を図る 観点から、接続料算定の考え方を整理することが必要である。以上を踏まえ、下記で整 理する接続料算定の考え方については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関する ガイドライン」において規定することが適当である。

①接続料原価の算定プロセス。22ページ、中ごろでございます。二種指定事業者の接続料原価算定プロセスについて、この21ページの下の図にございますとおり、音声とデータのコスト分計、トラフィック連動・契約数連動コストの分計、その他接続料対象外コストの控除、この3ステップをベースに整理することで基本的に問題ないと考えられる。上記3ステップに加え、配賦基準やトラフィック連動コスト・契約数連動コスト等の概念・内容についても考え方を整理することが必要である。

②適正原価の範囲。24ページでございます。二種指定事業者の接続料原価に通信販売奨励金や広告宣伝費等の営業費を算入することは適当でないと考えられる。なお、設備への帰属が明確な営業費に限定して接続料原価の算入を認めることが適当である。接続料原価に算入可能な営業費は、設備との関連性を厳格に判断した上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要である。上記営業費以外の勘定科目についても、

「設備に係る費用」に明らかに該当しない費用を列挙する形で整理することが適当である。当該ガイドラインに基づく接続料算定は、次々期接続料、すなわち2010年度接続料から行うことが適当である。

③適正利潤の範囲。適正利潤は、基本的に一種指定事業者と同一の範囲・算定方式に整理することで問題ないと考えられる。ただし、自己資本利益率の算定方法について、26ページ上でございますが、CAPMで算定した期待自己資本利益率を自己資本利益率として設定することが適当である。

④需要の算定、ア、音声通話機能。自網内呼の通信時間は、2倍にして算定することが適当である。また、最繁時トラフィックを考慮した接続料算定は、現時点での導入は時期尚早と考えられる。ただし、引き続き検討を深めることが適当である。

イ、データ通信機能。27ページでございます。データ通信機能については、帯域幅 課金による接続料設定を基本とすることが適当である。

- (4)接続料算定と規制会計の関係。二種指定制度では、規制会計の整理は義務付けられておらず、接続料の届出の際に、その算定根拠も添付されていない状況にある。電気通信事業会計をベースとして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当である。音声通話サービスとデータ通信サービスごとに、営業収益・営業費用・営業利益を明らかにするとともに、営業費用については、電気通信事業会計の勘定科目、すなわち営業費、施設保全費、減価償却費等に分けて整理することが適当である。また、接続料の届出の際に、届け出た接続料の水準やその算定プロセスを検証できるような算定根拠を併せ提出させることが適当である。二種指定事業者に対する新たな会計制度については、2010年度会計から作成・公表することが必要であり、接続料の算定根拠については、「ガイドライン」に規定した上で、可能な限り次期接続料、すなわち今年度、2009年度接続料の届出の際から添付することが適当である。
- (5) その他。二種指定事業者以外の事業者についても、二種指定事業者による取組と同様の取組を行うことが適当であり、検証可能性に留意した上で積極的な対応が求められるところである。なお、二種指定事業者以外の事業者が、二種指定事業者に対して請求することが適当な接続料水準の在り方については、各事業者の取組状況を注視・検証しつつ、引き続き検討を深めることが必要である。

次に、モバイルネットワークーインフラの利活用についてでございます。(1) 鉄塔 等の設備共用ルール。32ページをおあけいただけますでしょうか。事業者間協議を通 じた自主的な共用という現行の枠組みをベースとしつつ、事業者協議の一層の円滑化を図ることにより、鉄塔等の共用の促進を図ることが利用者利便の向上の観点から必要である。総務省においては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改定し、鉄塔等の共用に関する申込手続や拒否事由等を定めることが適当である。総務省においては、鉄塔等の共用に係る一般的な事業者間協議が不調な場合等にも、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当である。

(2) ローミングの制度化。周波数割当を受けた移動通信事業者でありますMNOが 自らネットワーク構築をすることなく、他MNO網を利用して事業展開を行う又は行お うとする形態が出現してきている中で、設備競争・サービス競争の観点から、その公正 競争上の扱いが問題となっている。

34ページでございます。MNOによる他MNO網利用の問題についても、設備競争とサービス競争のバランスを図る観点から検討することが必要である。この際、原則として自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要と考えられる点にも留意が必要である。上記の点を踏まえると、具体的な検討・整理は、「競争促進や利用者利便向上等、いわゆるサービス競争の観点から許容されるような利用形態等」と「電気通信の健全な発達等、いわゆる設備競争の観点から慎重に検討が必要な利用形態等」に分けて行うことが適当と考えられる。

次のページ、①両当事者が合意している場合。両当事者が合意している場合、現行の事業法上、MNOによる他MNO網の利用を禁止する規定は存在しない。したがって、競争促進や利用者利便向上等、サービス競争を実現するような利用形態であれば、MNOによる他MNO網の利用は、許容されるべきものと考えられる。他方、MNO間で同意している場合であっても、慎重な取扱いが必要となる形態も考えられる。例えば、MNOとMVNOとの間の公正競争関係を阻害するような形態は、電気通信の健全な発達の観点から、事業法上の問題となる可能性があり得るところである。

次に、②両当事者が合意していない場合。37ページでございます。両当事者が合意している場合に許容されると先ほど整理しました形態については、両当事者が合意していない場合にまで、積極的にその促進を図るべきものとすることについては、慎重に判断することが必要である。他方、そういった場合を接続拒否事由に位置付けることまでは必要ないと考えられる。他方、例えば、過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を行っている既存MNOが、同一市場の競合

MNOが全部整備したネットワークを低廉な料金で利用してサービス提供を確保するような形態は、接続の拒否事由に該当すると整理することが適当である。

38ページでございます。また、800メガヘルツ帯保有者にローミングを義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しいと考えられる。他方、公正競争環境下で事業者間競争を通じて提供されるべきサービスと、事業者間競争とは無関係に、国民の生命・身体等に危険が生じた場合などに公益的見地から必要とされる通信手段とは区別して考えることが必要であり、国民の生命・身体に危険が生じた場合の緊急通報手段を確保する観点から、他MNO網によるローミングが可能となることが望ましいと考えられる。他MNOから緊急通報に限定したローミングの要望を受けたMNOは、検討・協議を積極的に行うことが必要である。

次に、「第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備」についてでございます。本章では、FTTxサービス、DSLサービス、固定ネットワークインフラの利活用の三点について検討することとする。

- 1. FTT x サービス。FTTH市場は、2009年3月時点で約1,500万契約に達しており、引き続き拡大基調にあり、NTT東西のシェアが、2009年3月時点で約74%を占めている状況にある。FTT x 市場は、事業者間競争の促進等を通じて、サービスの多様化や利用者料金の低廉化の更なる実現が期待されるところであるため、FTT x 市場の公正競争環境の整備を図る観点から、FTTHサービスの屋内配線、ドライカッパのサブアンバンドル、いわゆるFTTRについて検討することとする。
- (1) FTTHサービスの屋内配線。1) 法的位置付け、①戸建て向け屋内配線について。41ページ、一番下の部分でございます。NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当である。②マンション向け屋内配線の扱いについてでございます。43ページ、一番下でございます。NTT東西のマンション内既設屋内配線は、「接続を円滑に行うために必要な事項」として、引き続き同様の位置付けに整理することが必要である。なお、指定告示について、マンション向け屋内配線が一種指定設備に該当しない旨を明らかにするための規定整備をすることが適当である。
- 2) 転用ルールの扱い。ア、戸建て向け屋内配線についてでございます。45ページ、 戸建て向け屋内配線については、NTT東西の屋内配線の転用ルールの整備することが 必要と考えられる。この際、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理した上で、転

用ルールの整備に活用することが適当である。また、NTT東西の屋内配線の転用は、 自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用するこ とが適当である。

イ、マンション向け屋内配線。46ページでございます。NTT東西のマンション向け屋内配線については、その転用がルール化の対象となっている点を踏まえ、これをベースとして、転用ルールの充実・改善等を行うことが必要である。具体的には、接続約款において、利用料だけでなく、具体的な転用手続や条件等の具体的内容を定めることが適当であり、屋内配線単独で転用を受けられるように取り組むことが適当である。この際、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理することが適当であり、NTT東西の屋内配線の転用は、自ら屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。

次に、(2)ドライカッパのサブアンバンドル、いわゆるFTTRサービスについてでございます。電話非重畳型のFTTRサービスを提供するためには、接続事業者は、メタル回線、すなわちドライカッパと光ファイバ回線、すなわちダークファイバの二種類のメニューを利用する必要があるが、接続事業者からは、上部区間では、サービス提供上メタル回線は利用しないので、下部区間に限定したメタル回線メニューの設定、ドライカッパのサブアンバンドルを求める意見が示されている。

49ページ、中ほどでございます。FTTR提供コストの負担軽減に資するドライカッパのサブアンバンドルを行うことが適当と考える。この場合、FTTRの提供事業者が、下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストを負担すれば、上部区間のコストをすべて負担させる必要はないと考えられる。

次に、2.DSLサービスについてでございます。DSLサービスは、2006年3月をピークにその契約数は減少傾向に転じたが、現下の厳しい経済情勢の中、安価なブロードバンドサービス提供手段として再評価され始めており、今後も一定程度のボリュームを有する市場として存続することが想定される。このため、引き続き同市場における公正競争環境の整備が必要であるが、主として加入電話の回線名義とDSL契約者の申込者が異なることに起因する問題等が提起されている。この点については、以下のような改善措置、すなわち申込者による名義確認等を不要とするための「DSL事業者名の申込みスキームの導入」、開通の遅延等の発生原因となる回線名義人と申込者の不一致を解消するための「回線名義人情報の洗い替え」、これらが考えられるため、本項で

は、各措置について検討することとする。

- (1)電話重畳型DSLサービスの事業者名申込み。52ページでございます。①回線名義人の権利保護。回線名義人の権利保護については、基本的に事業者間協議で合意が行われたところであり、当該内容は、妥当なものと認められる。②申込みスキームに係る改修費用等の負担。53ページ、一番下でございます。事業者名申込みスキームを利用する事業者か否かによって、回線管理運営費を区別して設定することが、事業者間の公平性確保の観点から適当と考えられる。なお、事業者名申込みスキームを利用する場合は、NTT東西においては、相互接続形態に準じて、卸電気通信役務提供形態におけるアクセス回線の重畳部分の料金等も、コストベースで設定することが適当である。
- (2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)。55ページでございます。NTT東西においては、回線名義人と請求書送付先が異なるか否かを調査した上で、回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付する取組を行うことが適当である。その効果等も見据えた上で、請求書送付先と異なる回線名義人に対する名義変更案内の送付も検討することが適当である。
- 3. 固定ネットワークインフラの利活用。中継ダークファイバについては、2007年に過剰保留を抑制等するための接続ルールの整備は行われたが、未だ空き芯線がない区間、いわゆるDランク区間が約4割存在している状況にある。接続事業者からは、これが非ブロードバンド地域の基盤整備を行う上での支障になっているとの意見も示されている。また、中継ダークファイバについては、現在、異経路構成が確保されているかどうかを接続事業者が事前に確認できない仕組みとなっている。このような状況を踏まえ、本校では、中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置、中継ダークファイバに係る経路情報の改善について検討することとする。
- (1)中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置。1)WDM装置の既設区間の扱いについてです。ア、貸出ルールの扱い。58ページですが、総務省においては、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当である。イ、接続料算定上の扱い。接続料算定上、中継ダークファイバの1芯と波長分割後の1波長は、同一の単位として捉えるべきでないと考えられる。59ページでございます。WDM装置の費用は、中継ダークファイバの接続料原価に算入することは適当でないと考えられる。また、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当

であり、その単金化は、今後の空き波長の利用状況等を踏まえ検討することが適当である。一波長の接続料は、「当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を 採用し、この割合を接続事業者が負担する形で設定することが適当である。

- ウ、情報開示ルールの扱い。空き波長に係る情報開示について、情報開示ルールの整備を行うことが必要となる。総務省においては、事前開示が適当な情報と事後的な対応が現実的な情報に整理をした上で、可能な限り必要な情報が事前に開示されるように情報開示告示の改正を行うことが必要である。
- 次に、2)WDM装置の未設区間の扱いです。61ページでございます。現時点で未設区間においてWDM装置の設置を義務化することは適当でない。NTT東西においては、Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高める観点から、代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当である。
- (2) 中継ダークファイバに係る経路情報の開示。62ページ、下でございますが、まず、経路情報の事前開示については、経路情報を開示することが必須とまでは言えない。次に、異経路構成の確認については、次のページでございますが、異経路構成の確認調査を接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当である。NTT東西は、支障移転等が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、その旨を通知する取扱いを行うように接続約款上措置することが適当である。

次に、「第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備」についてでございます。65ページ、一番上でございます。これまで接続政策が主たる前提としていた「回線設置事業者」同士の「土管」としてのネットワーク間接続の形態ではなく、「配信サーバのみを設置する回線不設置事業者」が、回線設置事業者のネットワークが有する多様な機能の利用を求めて接続を行う形態が増加している。コンテンツ配信事業者等からは、その適正な利用環境の整備を求める意見が示されているところである。

- 1. 通信プラットフォーム機能のオープン化。(1) 移動網の通信プラットフォーム機能。67ページ、中ごろでございます。以下、課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能、大容量コンテンツ配信機能、GPS位置情報の継続提供機能、SMS接続機能、携帯電話のEメール転送機能を検討対象とすることが適当である。
 - ①課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能。以下の3点が問題点として指摘され

ている。 a. 携帯事業者の回収代行機能は、公式サイトの事業者は利用できるが、一般サイトの事業者は利用できないこと。 b. 公式サイトの事業者は、携帯事業者の回収代行機能以外の利用は認められないこと。 c. 携帯事業者以外の事業者が回収代行機能を提供する場合に、簡易な決済をするために必要な情報について携帯事業者からの提供を受けられず、また公式サイトの事業者は、携帯事業者の回収代行機能以外は利用が認められない中で、回収代行機能の多様化が困難であること。まず、上記 a の問題につきましては、69ページ、中ごろでございますが、まずは事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取ることが適当である。ただし、総務省においては、当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当である。 70ページ、上記 b・c の問題についても、上記 a の問題と同様に、事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取ることが適当であり、総務省においては、当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当である。

- ②大容量コンテンツ配信機能。KDDIは、着うたフル・動画等の大容量コンテンツの配信については、自社のMOSサーバの利用を義務付けている状況にある。この点、まずはKDDIの自主的な取組を尊重する立場を取ることが適当である。ただし、総務省においては、大容量コンテンツ配信機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、大容量コンテンツ配信機能の多様化を含め必要に応じて適切な対応を行うことが適当である。
- ③GPS位置情報の継続提供機能。携帯事業者は、位置情報の継続提供機能について 基本的に公式サイトの事業者に限定して利用可能としている。このGPS位置情報の継 続提供機能についても、事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取ることが適当 であり、総務省においては、当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者 間協議の進展状況を注視、必要に応じて適切な対応を行うことが適当である。
- ④SMS接続機能。SMS接続機能については、事業者間協議による合意形成を尊重 する立場を取ることが適当であるが、総務省においては、当該機能を「注視すべき機能」 に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行う ことが適当である。
- ⑤携帯電話のEメール転送機能。総務省においては、まずは事業者間協議による合意 形成を尊重する立場を取ることが適当であるが、当該機能を「注視すべき機能」に位置

付けた上で、事業者のみで定めることが公正競争上問題となる事項の有無を含め、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当である。

次に、(2) 固定網(NGN)通信プラットフォーム機能についてでございます。 7 5ページでございます。①プレゼンス情報提供機能。プレゼンス情報提供機能については、基本的にはアンバンドルする方向で考えることが適当である。まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当であり、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当である。総務省においては、要望状況や協議状況等を注視し、SIPサーバで把握可能な情報であれば、アンバンドルするよう所要の措置を講じることが適当である。

②セッション制御機能。セッション制御機能については、基本的にはアンバンドルする方向で考えることが適当である。まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議することが適当であり、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当である。総務省においては、要望状況や協議状況等を注視し、アンバンドルとするよう所要の措置を講じることが適当である。

次に、2.紛争処理機能の強化等についてでございます。(1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化。現在、紛争処理委員会は、事業法に基づき、原則、紛争当事者が電気通信事業者である場合の紛争事案のあっせん・仲裁を行うこととされている。このため、電気通信事業者でない通信プラットフォーム事業者・コンテンツ配信事業者と電気通信事業者の間で接続等に関する紛争事案が生じても、同委員会の紛争処理の対象とはならない状況にある。

78 ページでございます。紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、回線 不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることが適 当と考えられる。この際、対象とする紛争事案は、電気通信事業法の規律との関係を踏 まえて整理することが必要である。

(2) その他電気通信事業法上検討すべき課題。現時点でコンテンツ配信事業者等を電気通信事業者に位置付けることまでは必要ないと考える。なお、特に一種指定事業者や二種指定事業者にあっては、当該事業者との接続について電気通信事業者間の接続に準じて取り扱うなど、利用の適正性・公平性が図られた形での円滑な接続が実現するように努めることが求められる。

次に、「第5章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方」についてでございます。 1.接続料算定上の課題。(1)指定事業者と非指定事業者の接続料水準差、82ページ、一番上をごらんいただけますでしょうか。指定事業者と非指定事業者の接続料水準差について、利用者に転嫁する結果となる利用者料金で調整を行う考え方は、適当ではないと考えられる。したがって、現時点では、業務改善命令の要件に該当する場合に、当該措置により不当に高額な接続料を是正するアプローチが適当と考えられるが、この場合も、不当に高額な接続料に該当するか否かの判断を行うことが必要となる。この点、具体的な判断基準については、引き続き議論を深めた上で設定することが適当と考えられる。また、二種指定事業者以外の事業者による今後の取組状況を注視した上で、固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当と考えられる。

(2) ビル&キープ方式。ビル&キープ方式については、2008年5月から、総務省で開催された「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」でも議論され、同年12月に公表された報告書の中では、適用基準の適正・透明な設定・運用、接続事業者の経営面に与える影響、現行の接続制度との関係が、導入に当たって整理・解決すべき課題とされたところである。

85ページの一番上でございます。このビル&キープ方式については、精算コストを 削減する観点から現行の接続料精算方法を変更することの必要性は乏しいと考えられる。 しかし、今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ 方式の導入の在り方について検討を深めることが適当である。

86ページ、一番最後でございますが、また、このビル&キープ方式について、現時 点で通信料の均衡・不均衡を適用基準とする形でのビル・&キープ方式の導入が必要と は考えられない。今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル &キープ方式の導入の在り方について検討を深めることが適当である。

- (3) その他。1) NTT東西のNGNにおけるGC接続機能の類似機能のアンバンドル。NGNでは、他事業者が、中継網単体での競争を行うことができない状況となっている。NGNでは、収容ルータは、上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計されているため、アンバンドルにはルータ等の容量の抜本的な見直しが必要となり、その実現は困難と考えられる。しかし、GC接続機能の類似のアンバンドルについて検討を深めることが適当である。
 - 2) 加入光ファイバ接続料・ドライカッパ接続料等の見直し。総務省においては、引

き続きFTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要である。2011年度以降の加入光ファイバ接続料は、多角的な観点から検証を行うことが適当である。固定電話接続料(LRIC接続料)については、長期増分費用モデル研究会の結論等を踏まえ、速やかに情報通信審議会に諮問し、2011年度以降の接続料算定の在り方について結論を得ることが適当である。

ドライカッパ接続料等については、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。なお、NTTが2010年度に公表予定の概括的展望の中で、必要な情報の積極的な開示が期待される。

- 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方。 1) 検討の視点。 9 1ページ、中ごろでございます。今後の指定電気通信設備制度の在り方については、 固定通信市場とモバイル市場の融合、上位レイヤー市場で事業展開を行う事業者の扱い、 共同的・一体的市場支配力等の行使の可能性の3点を視点として検討することが重要に なると考えられる。
- 2)検討課題。①市場画定。固定通信市場とモバイル市場の二分法だけで指定事業者を指定することの妥当性について、FMCサービスに対応した市場画定の要否も含めて検討することが必要になると考えられる。また、上位レイヤー市場の主要プレイヤーである回線不設置事業者の事業法上の位置付けを含め、通信レイヤー市場のドミナント事業者と上位レイヤー市場の関係に着目した市場画定の在り方について検討することが必要になると考えられる。さらに、競争評価等と連動させて、EU類似の市場画定手法を採用することの適否についても検討が必要になると考えられる。

②市場支配力の認定。従来の設備シェアに加えて、需要、供給の弾力性・代替性など設備シェア以外の要素を考慮することの妥当性・必要性を検討することが必要になると考えられる。また、有限希少な電波の割当を受けることと市場支配力との関係について検討することが必要になると考えられる。一の市場の市場支配力の関連市場へのレバレッジの問題や、異なる市場で市場支配力を有する事業者であって互いに密接な資本関係を有する事業者同士が、一体的な事業展開を行うことの問題、市場支配的事業者が、一の市場で子会社等と一体的な事業展開を行うことの問題など、共同的・一体的市場支配力等の行使に係る問題について、市場支配力の認定との関係で検討することが必要になると考えられる。

③規制内容。今後、規制内容を検討する場合は、規制の構成要素、規制構造、各規制構成要素の規制内容等について、それぞれ検討することが必要になると考えられるが、各市場の特性や市場ごとの規制根拠等に照らして、個別具体的に検討することが必要になると考えられる。

最後に、「第6章 おわりに」についてでございます。本報告書は、IP化・ブロードバンド化やモバイル化の進展、それに伴う上位レイヤー市場の伸長や固定通信と移動通信の融合といった電気通信市場における環境変化を踏まえて、一種指定制度・二種指定制度を中心とした接続制度の在り方について検討を行ったものでございます。

最後、95ページ、最後のところでございます。この接続ルールの在り方については、 3年後の2012年度を目途に、関係事業者の意見等を踏まえつつ、改めて検討を行う ことが適当である。なお、この接続ルールに見直すべき点が生じた場合には、適時適切 に見直すことが必要であることは言うまでもない。

以上でございます。

- ○東海部会長 ありがとうございました。これまでどちらかというと固定網に係る接続ルールの議論を中心にしてまいりましたけれども、ここに参りまして、移動体市場の問題を含めていろいろ議論をしなければならない、ルールの整理をしなければならないという意識のもとで、移動と固定の公正競争環境の整備という視点から、4つの課題を設けて議論を進めてきたところでございます。接続政策委員会の取りまとめた報告書、ただいまご説明いただいたとおりでございますので、どうぞご質問、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。どうぞ。
- ○辻部会長代理 私は、合同ヒアリングしか出席していないもので、そこで対立し議論 になった点と報告書の中の論点についてお聞きしたい。

1点は、販売奨励金を抜くという点。これは明確に原案に書いてあり、実際そのようになりました。もう1つは、接続料の格差です。事業者が、他社は高過ぎるとかの議論がありましたが、この報告書案では、格差ということが直接出てきませんが、これは……

- ○東海部会長 80ページですか。
- ○辻部会長代理 24、25ページのところです。携帯の接続料のところです。ここでは、必要な経費は乗せし、営業費以外のものについては、25ページの頭にありますように、ネガティブチェックというんですか、不適当なものは除きますと。従って、格差

はここの報告書では特に問題にならないというのか、つまり、費用を足していけば、違ったのが出てくるのは仕方がないというスタンスですね。

- ○東海部会長 基本的には、第一種の指定事業者はルールに従って、つまり原価プラス 利益という形のルールに従って接続料を設定するということで規制されているわけです。 しかしながら、第二種指定事業者については、そういう規制がないということになりま すから、同じ算定根拠になっているかどうかというのは不透明であるわけです。
- ○辻部会長代理 だから、結果論として、格差が出てくるというのは、それは当然とい うか、そういうことはあり得るということですね。
- ○東海部会長 あるかどうかという前提で議論するというよりも、その状況というものが今後の移動体の市場のまさに公正競争環境としてはふさわしくないだろうかという意味から、一定の接続料算定を含むガイドラインを整理する。指定事業者は当然それに従うわけですが、それ以外の事業者たち、特に大きなキャリアの方たちについても、前向きにそれについて自主的に適応していかれることによって、適正性・透明性・公平性というんでしょうか、そういうものが確保されるであろうというのがこの報告書の基調になっているところでございます。
- ○辻部会長代理 もう1点は、合同ヒアリングで出てきた意見の中で、一番最初にプレゼンされた事業者の方が、日本のユーザー料金は高いと主張されましたが、その後の事業者がそれは為替レートのとり方によったら幾らでもなりますという話がでました。ここは接続料ですから、直接ユーザー料金ということに言及されておられないように思えますが、25ページの「当該ガイドラインに基づく」という箇所に接続料の引き下げが期待できるとありますね。これはユーザー料金のほうに反映されるものなのか、あるいはよく事業者の方は、接続料金の引き下げはプラス・マイナスの効果ありますから、下がったからといって、その分収入増加する訳でありませんから、特別にユーザー料金には反映しないという意見もありました。

これに関して、もう1つ気になりますのは、先ほどの営業費とか販売奨励金が接続料から抜けますと、その分については、事業者の方は取るところがなくなるわけですね。ですから、費用として出ている以上は、接続料を入れられなければ、ユーザー料金のところでリバランスすることもあり得る訳ですね。このような事例が欧州ではあると聞いたことがあります。この報告書全体の中で、ユーザー料金に与える影響とか、ユーザー料金に対する考え方をどこまで検討されたり、あるいは視点に置いておられたのか。も

し何か関連する議論があったのなら、お聞かせ願えますと有難いです。

○東海部会長 とりあえず、私が総論的にお話しして、足りないところは行政でご説明いただければと思いますが、先ほど申し上げましたように、この接続政策委員会の使命は、基本的には接続ルール、事業者間接続の接続ルールの整備ということを目的といたしております。したがって、直接的に利用者料金の妥当性等々、あるいは先生の議論されてこられたようなプライスキャップ問題とか、そういった問題等については、直接的には取り扱っていないというのがこの報告書の姿勢だと思います。

しかしながら、基本的には、事業者の公正な競争環境を整備すること、それ自体が最後は利用者利便の向上ということにつながっていなければ意味がないわけですし、そういう意味において、我々のこういった事業者間接続のルールをこういう形で、これまで問題が多かったと言われることに対することを整理することが必ずや利用者料金、あるいは利用者料金を含むところの利用者に対する利便の向上ということにつながってくれるという期待感でこういう整理をさせていただいていたわけです。何か行政のほうで補足がございましたら。

○古市料金サービス課長 今、辻委員から2点、ご指摘がございました。前者の事業者間の接続料の差につきましては、東海部会長からご説明がありましたとおりでございますけれども、29ページの一番下のところをおあけいただけますでしょうか。今回、主に二種指定設備を設置する事業者の接続料について、その算定の方法の明確化、あるいは検証の明確化、制度整備ということを行うこととしているわけでございますけれども、二種指定事業者以外の事業者についても公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが提示されているところでございますので、これらの事業者についても、二種指定事業者による取り組みの同様の取り組みを行っていただくことが適当ではないかと思っているところでございます。

先生ご指摘の指定事業者と非指定事業者の接続料水準は、まさに先ほどの第5章の80ページ以降に詳述をしているところでございますけれども、この29ページの最後のところに書いてございますとおり、この接続料差の問題も、まずは、こういった二種指定事業者以外の事業者の方々が公正なルールに従って自主的に取り組まれるとおっしゃっていますので、そういった取り組みを見つつ、さらに踏み込んだ取り組みが必要かどうかということを行政としても考えていきたいと考えているところでございます。

それから、2番目のユーザー料金のところにつきましても、東海部会長からご説明が

あったとおりでございまして、現在の電気事業通信法におきましては、具体的にどういうサービスや料金をつくるかという点については、一義的にはそれぞれの事業者の方々のご判断ということでございますので、行政としては、今回の接続ルールの見直しを含めて、累次の公正競争環境の整備を図っていく中で、さらに事業者間の競争を促進して、事業者間の切磋琢磨の中で、できるだけ多様かつ低廉なサービスが提供されるような環境整備を行っていく。結果として、利用者の方々がより低廉で多様なサービスを享受できるような利用者利便、利用者利益の向上につながるような政策を行っていきたいということでございます。

- ○東海部会長 よろしゅうございますか。
- ○辻部会長代理 はい。
- ○東海部会長 ほかにいかがでございましょうか。
- ○根岸臨時委員 この報告書の中では、どういう対応をとるかということについて、幾つか違った表現が使われているように見えますけれども、例えば一番最初は、18ページは二種指定のアンバンドルの問題につきましては、基本的には、すべて事業者間協議というのが重要だということでずっと来ておりますけれども、しかし、例えば19ページに行きますと、ここでは、ガイドラインをつくるというような比較的具体的な提言が出ているということもあります。

それから、気がついたということなんですが、飛びますところでは、コンテンツ、通信プラットフォームのそれに関連するところですけれども、例えば69ページ、70ページ、あるいは73ページぐらいまでは、事業者間協議を尊重する。そして、注視すべき機能と段階にして、そして、必要に応じて適切な対応を行うことが適当、こういう対応の段階というものがあります。

それから、もう少し違うところに行きますと、例えば75ページとか76ページに参りますと、所要の措置を講ずることが適当というのがありまして、それぞれ濃淡というのがありまして、このような濃淡というのは、おそらく事業者協議をとにかく第一義的に尊重して、その後の動きに応じて、例えば法的な根拠というのを最終的に求めなきゃならないんですけれども、それが必ずしもはっきりしないというか、あるいはそこにいきなり行くのではなくて、ガイドラインというやり方をやったり、あるいは場合によれば、これは紛争処理委員会というのにかなり期待しているというようなところがあって、とりわけ電気通信事業者でない者との関係、こういうものを紛争処理委員会で解決して

もらう。例えば多分コンテンツもそうだし、プラットフォームなどもそれになるかと思いますけれども、こういうふうに、問題の違いというか、あるいは重要性に応じて、それぞれ違った取り扱いを検討された。こういうふうに理解しておりますけれども、そのような理解でよろしいんでしょうねということと、例えば紛争処理委員会というのにかなりいろいろなものを解決するといいましても、結局、しかし、紛争処理委員会も、ある種の基準というか、根拠というのがないとなかなか難しいように思いますので、最終的にはそのようなものを何らかの形で設定しないと難しいのではないかという気もいたしますけれども、私の感想のようなものでございますので、もし何かお答えいただくものがありましたら、お答えいただいて、別に私の感想でありまして、以上でございます。東海部会長 ありがとうございました。感想というよりも、ずばりこの報告書の特徴をおまとめていただいたような気がいたします。ご指摘のとおり、この接続ルールの整

○東海部会長 ありがとうございました。感想というよりも、ずばりこの報告書の特徴をおまとめていただいたような気がいたします。ご指摘のとおり、この接続ルールの整理の中で出てまいりました課題というのは、二種指定制度そのものを論ずる問題という大きな問題もございますし、あるいは既にいろいろと議論が整備されてきた固定網の技術的な細かい整理の問題も含まれていたり、お話に出てきたような紛争処理といったような他の機能との関係をどう整理するかという問題も出てまいりましたし、また、さらには、間もなく問題となるであろうFMC(コンバージェンス)の問題等のことも視野に入れながら議論を進めるという、多角的な多様な姿勢でこれを整理しなければならなかったというのが偽ざるところでございます。

ただ、共通して、この報告書を取りまとめて、何回か読み直してみますと、性格づけることのできるところは、確かに濃淡はあるんですけれども、ずばりそのもの1つの方策を変更するというような形で切ってしまう形はなるべく避けて、例えば二種指定の問題についても、25%ルールを変更するという形はとらずに、ガイドラインというものでソフトにこれを取り込んでまとめたいという形で整理したり、あるいは先生ご指摘のとおり、アンバンドル問題等々におきまして、「注視すべき機能」という新しいワードをつくって一歩手前に引いて、具体的にアンバンドルだよという形に持ち込まないような形をとって見ていく。

それから、もう1つは、ご指摘のとおりに、現在、いろいろな問題点については、事業者間で動いている問題もたくさんございまして、そういう問題についてはできる限り現在の事業者間の動きを注視するという形を、姿勢としてはとっていこうということとしていることでございます。そういう意味では、全体を通じて言えるのは、具体的な何

か規制をする、措置をするという形を全体的には一歩引いている。ただ、小さな問題と 言ったらいけないかもしれませんけど、そういうような、すぐにこれは直したほうがい いというような問題については直すべしといった表現で整理をした部分もございます。

それから、最後の紛争処理の問題は大変大事な問題でございまして、おそらく私たちの役割ではないのですけれども、別途の部会あるいは委員会で議論すべきことか私はわかりませんが、紛争処理機能というのは今後もどんどん強めていくし、あるいは広げていくということを意図していかなければならないのではないかということで、私どもの報告書の中で前向きに、これまでは電気通信事業者間の紛争をというもの、今度は、電気通信事業に係る課題、問題のことについても紛争処理委員会に相談ができる、あるいはあっせんとか、その他の法律的な措置がとれることを要望するような形の整理もいたしております。その場合には、電気通信事業者でない形の人たちがそこに一部入ってくるという可能性も出てくるわけでございます。そのためには、おそらく、これは後で行政にご説明いただきたいと思いますが、法律の改正をしっかりしていかなきゃならない措置だと思っております。

総論的な話でございますが、どうぞ。よろしゅうございますか。

- ○古市料金サービス課長 はい。
- ○東海部会長 行政のほうは、追加はないそうでございます。ほかに。
- ○酒井委員 今、確かに根岸委員がおっしゃったのは、本当にずばり言って、この報告書のいろいろなポイントを押さえていただいたと思うんですが、私も接続料委員会にずっと参加した人間として、相当苦労してやっていますけれども、大きなところでまだ検討しなきゃいけない課題が結構残っているということと、それから、今後、行政のほうにも相当宿題が入っちゃっていることなのかなという気もいたします。例えば先ほど二種指定事業者及びそれ以外の会社についても、接続料をちゃんと算定ルールに従って算定しなさいという話が出ておりますけれども、これについても、そういうふうにちゃんと算定したかどうかを後でチェックする人がいないとどうしようもないわけですし、なおかつ、その結果として、適切な値になっていれば問題ないんですが、必ずしも、例えば仮に格差という話も出ましたけど、その格差がもっともな格差なら別に構わないんですけど、固定ですと、例えば長期増分費用ということで、最大限の効率のいいものを使うという形になっておりますけれども、そうなって、全部、ヒストリカルですので、それによっては、装置の差によって格差が出ることもあるかもしれませんし、そういった

ことも含めて今後どうするかという話が実際、これでいろいろなものが出てきて、何か問題が起こってきたら、そこでまた解決するという形になっておりますので、結構まだこれから大変なのかなという感じはいたします。ただ、当面として、とりあえずの考え方としてこういう考え方で、先ほど東海さんが一歩引いた考え方というお話もありましたけど、それでやってみて、だんだん改良していくのがいいのかなとは思っております。感想です。

- ○東海部会長 ありがとうございました。ほかにいかがでございますか。どうぞ。
- ○斎藤委員 ビジネスをやる側からの感想でございます。こういう公益性のあるサービス、公益性を一番に重視しなければいけないサービスを民間の企業が行うというのは大変難しい事業だと思います。これを民間企業の自由に任せると、事業者間の血みどろの戦いになってしまうし、消費者にとっても決していいことにはならないので、相反する利害、これを総務省でルール決めしましょうというのが、今回の接続ルールの趣旨だろうと理解しておりました。

事業者間の自由、自主的な取り組みを尊重するというのは、ある意味、規制がなくて、自由に競争できるように見えますけれども、逆に言えば、きちんとしたルールがないとどこをどう動いていいかわからなくて、非常にビジネスがしづらいんじゃないかと思うんです。1年に一度見直すとありますが、あまり長く続けていくよりも、ある程度大まかなルールを決めて、それで不具合が出てきたら、そこでまた変えるといったほうがビジネスがしやすいのかなという気がするんですが、いかがでございましょうか。

○東海部会長 今、こういう接続ルールのようなものをつくるべき意義というのは、委員がおっしゃられたものと全く私も同感でございます。そのルールの設定から、どれくらいの頻度でこれを改定していくかということについては、多くの報告書などでは3年を目途にというような形で書かれたりしておりますが、おっしゃられるとおり、この電気通信市場の環境変化というのは、来年になりますとまた大きく変わってまいりますので、逐次見直していくという形をとらなければならない。しかしながら、問題点が出てくるのがどういう形で出てくるかも、場合によっては想定できにくいという問題も例えばございます。

NTTのNGN次世代ネットワークの問題を議論いたしましても、昨年の3月から商用開始ではございましたけれども、その後に出てきたいろいろな問題というのはまた新

しい観点で、今日、また別途のインターネット接続の問題のことを別なところで議論を したわけですけれども、そういうような環境変化というものが予想できない形で激しく いろいろと迫ってくるという状況、おそらくこれは行政もある程度は予測しながらも、 それについて、しっかりとした対応を1年前にするというのはなかなか厄介なことだろ うと思っております。

しかしながら、そういう意識はしっかり持って、こういうルールをつくって、もう逐次、これをずっとモニタリングをしていくという機能が必要だなと思っております。そういう意味で、こういった審議会のありようというのが大事な機能になってくるのではないかと思っております。

行政のほうから何かございますか。

- ○古市料金サービス課長 特に結構です。
- ○東海部会長 よろしゅうございますか。どうぞ、新町委員。
- ○新町委員 私も民間の企業の人間として、1つだけ。先ほど辻委員もちょっと言われていましたけど、審議会で報告書の抽象的な言い方じゃないんですけど、書き方として、いずれにしろルールのつくり、その他すべてそういうものは最終的には利用者があるんだと。利用者の存在があるので、利用者ということをもう少し意図的にも報告書の中にでも触れられておいたほうがより報告書の中身も充実したものになってくるんじゃないかという気がするんです。あまりにも当然そういうものをベースにして、報告書を書かれてあるわけで、ルールもつくられているんですが、そういうものを表に、どこかの部分で大前提として出しておく必要もあるのではないのかなと思うんですが、非常に素人的な。
- ○東海部会長 いいえ。それが基本姿勢だろうと思っておりまして、私もそのとおりだろうと思っております。ただ、日本の縦割り社会かわかりませんけれども、接続委員会というのがございまして、昔は1つ、接続委員会で政策論も全部やってまいりました。しかしながら、やっとここへ来て接続政策委員会と接続委員会という、日常の議論と新しい政策論と2つに分けて議論ができるようになったというところなども一歩前進ではないかと思っておりまして、いずれにしても、「接続」という名前が頭につきますと、前提を1つ置いて議論をしませんと課題の整理がなかなかやりにくい。私が主査をやらせていただいている過程の中で感じたところはそんなところでございまして、しかし、姿勢としては、最終的には、先ほど辻委員のお話で、私がお話し申し上げましたとおり

でございます。

最終的には、利用者の存在というのをしっかりと見据えているということでございますが、ただ、利用者の市場に入ってまいりますと、今度は自由に競争していただきたいという面が非常に強うございます。接続ルールの場合には、事業者間ですから、さっき斎藤委員がご指摘されたとおり、事業者間のルールがないことよりも、あるほうが現状においては望ましい問題が非常に多いんです。そういう意味において、接続ルールの在り方については、できるだけ方向整備をしっかりとやっていこう。しかしながら、これが今度、利用者と直結した市場に入っていったときには、できる限り競争の意識をそのまま自由に持っていただく形、よほどのことがないと、例えばさっきプライスキャップの話をいたしましたけれども、そういった問題やら、あるいは今後の基本料等々のいろいろな問題等については、そういった別途のところで議論していただいて、最終的には、もし必要であれば、こういった審議会の場でそれを統合化していくという形をとることが必要かなと思っております。

参考のために、実は次の議題、新競争促進プログラム2010というのがありまして、そこで大変たくさんの研究方向を整備いたしておりますが、みんなこれは今、新町委員のご指摘からすると、一つ一つ、区切って議論をしているわけでございます。こういった場で、今日ご報告いただいて、全体をどう見るかということを見ていただいて、課題整理として、もしご指摘いただく点があったら、こういう点が漏れているじゃないか、すき間が埋まっていないじゃないとかという形で議論していくことが必要なのかなというところでございます。あまり答えになっておりませんが。

- ○新町委員 ありがとうございます。
- ○東海部会長 ほかにいかがでございますか。
- ○古市料金サービス課長 1点だけ補足させていただきますと、先ほど申し上げたとおり、今回の接続ルールを含めて競争政策は目的ではなくて、あくまで手段でございまして、その目的は、あくまで利用者利便、あるいは利用者利益の向上のためにやっているということでございます。

今回、時間の都合もあって、報告書の第1章、「はじめに」の1.接続制度についてというところの説明を省略をさせていただきましたけれども、後ほどお読みいただければと思いますが、接続制度の趣旨・意義につきましても、利用者利便増進の観点から重要な意味を持つということで、随時、これまでの接続料の見直し、あるいは競争環境の整

備を行ってきていることでございますので、今のご指摘は大変重要な点だと思っておりますので、今後とも利用者利益、あるいは利用者利便の向上の観点から、諸施策を進めていきたいと考えているところでございます。

○東海部会長 ありがとうございました。もしよろしければ、この報告書をこの部会の 答申案としてご了承いただきまして、そして、皆さんのご意見を承る意見調整のステップに入っていきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○東海部会長 それでは、そのように決定することといたします。

それから、本件につきましては、報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどいたしまして公告をいたしまして、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見調整期間は9月7日、月曜日までとさせていただきたいと思います。

また、本件につきましては、そういったご意見が出てきた段階で、接続政策委員会に おいて引き続き検討していただくことといたしたいと思います。ご了承いただきたいと 思います。

- イ.「新競争促進プログラム2010」の再改定及び「新競争促進プログラム2010 に関するプログレスレポート(第2次)」の公表について
- ○東海部会長 それでは、次の議題といいますよりも、報告事項でございますが、「新 競争促進プログラム2010」の再改定及びその「プログレスレポート (第2次)」の 公表について、総務省からご報告をお願いしたいと思います。
- ○淵江事業政策課長 それでは、資料6-2に基づきまして、「新競争促進プログラム 2010」の再改定について、ご説明させていただきたいと思います。

クリップをあけていただきまして、一番上が概要になっておりまして、別添1となっているものが「新競争促進プログラム2010」の再改定をしたもの。別添2が改定しました2007年10月23日から再改定をした2009年6月26日までの間、「新競争促進プログラム2010」に基づいて具体的なしたことの進捗状況についてあらわしたプログレスレポートでございます。

それでは、概要に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。1ページを

あけていただきまして、ご案内と思いますが、「新競争促進プログラム2010」の策定に至るまでの経緯ということからご説明させていただきたいと思います。2006年6月20日に、通信・放送の在り方に関する政府・与党合意ということで、通信関連といたしまして、高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題についてはブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の方向などを見きわめた上で、2010年の時点で検討を行い、その後、速やかに結論を得るということが政府・与党合意として得られました。

真ん中でございますが、それに基づきまして、「通信・放送分野の改革に関する工程 プログラム」ということで、2010年初頭までに公正競争ルールを整備をしていくた めに必要な工程表を作成をいたしました。この工程表の具体的な実施計画としまして、 「新競争促進プログラム2010」というものを策定したものでございます。その後、 各種研究会等において検討を進めてまいりました。

2ページをあけていただきまして、これが2007年10月23日に改定をしたものでございまして、その後の研究会等の施策を推進した結果に基づきまして、今回、プログレスレポートの報告、それから、再改定をしましたリボルビングの実施の報告をさせていただくものでございます。

1ページめくっていただいて、3ページ目でございますが、「新競争促進プログラム 2010 (再改定)の主要施策」というものがございます。これに基づきましてご説明させていただきたいと思います。概要でございますので、別添1にこれに合わせたものをご一緒にご説明したいと思っています。別添1の3ページの一番下のCのところでございます。指定電気通信設備制度の包括的な見直しということで、IP化の進展に伴う市場統合の動き等を踏まえ、ドミナント規制の適正な運用を図る観点から、指定電気通信設備制度の包括的な見直しにつきまして、競争評価とか、競争セーフガード制度の運用を行いながら検討を引き続き行っていきます。

下のパラグラフですけれども、先ほどご審議いただきました第二種指定電気通信設備制度につきましては、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の審議結果を踏まえまして、必要な措置を講じてまいります。

続きまして、下にある(e)でございますが、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備でございます。NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルール

については、昨年の3月に情報通信審議会の答申で、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方についてというご答申をいただきまして、去年の7月に省令を改正して、NGN及び光電話網を第一種指定電気通信設備として指定するとともに、収容局接続機能など4つの機能のアンバンドル化をしたところでございますが、さらにそのほかの機能につきましては、先ほどご審議いただきました電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の審議結果を踏まえまして必要な措置を講じてまいりたいと思ってございます。

それから、この審議会の前にございましたNTT東西のNGN加入者に対するIPv 6によるインターネット接続サービスの提供につきまして、今年の5月に、その実現に 必要な接続約款の変更認可申請がNTT東西から行われました。先ほど情報通信行政・ 郵政行政審議会において答申を得られましたけれども、12の要請項目がございますの で、それを踏まえまして適切に対応してまいりたいと思ってございます。

- 続いて(f)でございますが、会計制度の見直し。これも先ほどご審議いただきました第二種指定電気通信設備に関する会計制度につきましては、電気通信市場の環境変化に対応する接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の審議会の結果、規制会計制度を創設する等の内容を踏まえまして、必要な措置を講じていきたいと思います。
- (3) NTT東西の接続料の算定方法の見直しでございますが、固定電話の接続料の 算定方法の見直し、固定電話の接続料につきましては、2011年以降の接続料の算定 方法の見直しにつきましては、現在、長期増分費用モデルの五次モデルの研究会を開催 してございまして、その検討結果を踏まえまして、今年度中に一定の結論を出すように 検討を進めているところでございます。
- (c) の次世代ネットワークに係る接続料の算定方法に係る検討でございますが、N GNに係る接続料につきましては、昨年の12月に次世代ネットワークの接続料算定に 関する研究会の報告をいただきまして、今年の3月に、2009年度の接続料の認可を いたしましたが、これはまだ、接続会計制度が整備されていないということから、暫定 的なコストドライバであるポート容量比を用いて算定されたものです。したがいまして、2010年度以降の接続料につきましては、同報告書に示された考え方に基づいて、適切なコストドライバで算定されるように、必要な検討を進めていきたい。
- (d) が第二種指定電気通信設備に係る接続料の算定方法に係る検討でございますが、 これも先ほどご審議いただきました電気通信市場の環境変化に対応する接続ルールの在

り方に関する審議結果を踏まえまして、ガイドラインの作成をする等、必要な措置を講 じてまいりたいと思います。

続いて、6ページの(5)の(a)通信端末に係る技術基準・認証制度の見直し。IP化に対応して急速に多様化する通信端末の技術基準、IP化に対応した端末設備の認証等の在り方。具体的に言いますと、IP電話につきまして、アナログ電話と同様に、どんな技術基準をつくっていくか。それから、PCなどの汎用端末がソフトウェアによってIP電話になるということで、ソフトホンの認証の方向などにつきまして、情報通信審議会における審議結果を踏まえて今年中に制度整備を行うというものでございます。少し飛びまして、8ページの真ん中あたりの(b)でございますが、クラウドコンピューティング時代のデータセンターの活性化策の検討。現在、非常にインターネットのトラフィックが増えているわけでございますが、ダウンロードされているトラフィックの40%ぐらいが海外から流れてきているものであるということで、国内発のトラフィックを増加させて、日本のアジア情報発信拠点としていくための国内データセンターの利用を促進するための方策、国内向けに提供されるサービスを活性化する方策について、現在、検討をしているところでございます。

それから、9ページ、一番上の(d)ですが、インターネットの円滑なIPv6対応の推進。2011年の初頭にもv4のアドレスが枯渇するということから、v6の対応を進めていくための検討を行ってございます。真ん中あたりですが、具体的にはIPv6ネットワーク運用技術習得のためのテストベッド整備に通じた技術者の育成の推進、インターネットサービスやネットワーク技術のIPv6対応に関する基本指針の策定、そのほか、IPv6対応の着実な推進やIPv6利用促進のための関係者が取り組むべき具体策につきまして、IPv6によるインターネット利用高度化に関する研究会において現在、検討し、今年度中にも結論を得ることにしてございます。

それから、紛争処理機能の強化でございますが、IP化の進展に伴いまして、ビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するために、紛争処理機能の強化を図る必要があるだろう。1つ飛ばして、さらにですが、通信プラットフォーム市場及びコンテンツ配信市場の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化につきまして、電気通信サービス利用者懇談会の報告書、それから、先ほどご議論をいただきました電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する情報審議会

の審議結果などを踏まえて、必要な措置を講じてまいりたい。

それから、(10) の消費者保護策の強化でございますが、今年の2月に、電気通信サービス利用者懇談会の報告書をいただきまして、それを踏まえて一層の利用者利益の確保・向上を図っていくつもりでございます。具体的に、今年の4月に電気通信サービスの契約解除に伴う連絡先やその方法について、契約締結時に説明義務の対象とするというように、電気通信事業法施行規則の改正を行いました。これを踏まえまして、改正を終わりましたが、7月7日で、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインを改正したところでございます。

それから、10ページでございますが、その他の上のところでございますが、新たなサービスの登場や新技術を活用した情報流通に伴い、通信の秘密、個人情報保護、知的財政の保護、具体的に言いますとインターネット上における地図情報サービスとか、違法音楽配信などにつきまして、利用者の視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会において検討しておりまして、今月にも、第1次報告を得る方向で検討をしております。

以上、再改定の概要について、ご説明させていただきました。

- ○東海部会長 ありがとうございました。報告事項ではございますけれども、先ほど複数の委員から、もう少しグローバルな視野もきちんと見据えていかなければならないというようなご指摘をいただいたようにも思います。少なくとも、情報通信審議会を土台にして議論されている、この3年か4年ほどの間のいろいろな議論の流れが少しわかったような気がいたしますけれども、どうぞ何かご意見、ご質問をいただきたいと思います。特によろしゅうございましょうか。どうぞ。
- ○高橋委員 この「新競争促進プログラム2010」の主要施策、3ページで見せていただきますと、以前は、いわゆる利用者、一般消費者にかかわるものが少なかったところが、5番のIP化に対応した通信端末の実現に向けた環境整備とか、8番のネットワークの中立性の確保に向けた環境整備とか、要は、重点は具体的に消費者保護策の強化というのが打ち出されて、消費者政策というのは着実に進んでいるなとは感じます。ただ、私もこれらの関係している委員会はほとんど出させていただいたんですけれども、一般の国民消費者に対する周知なりという説明責任の果たし方という点では、まだまだ改善の余地があると思っております。

例えば10番のところの、右側では一番下になりますけれども、利用者視点を踏まえ

たICTサービスの諸問題に関する検討というところは、先ほどもちょっと補足があり ましたようなストリートビューとか、一般の方々にものすごく関心の深いテーマがここ の報告書には入っているんですけど、せっかくパブリックコメントを先月、募集して出 しても、これの中にストリートビューが入っているということは、一般の方には全くわ からないんです。ブログ検索なんかをしていて、これの問題、個人情報等の問題に関心 がある人がブログ検索とかで入っていくと、ここにたどり着けるのですけれども、一般 の方々は今それに対する意見募集をしていることすら知らないという現状でございまし て、私は周りの方、消費者団体を含めて知っていますかということを聞いてみたんです けれども、なかなか知らない。知らないと事業者のほうからは意見が出てくるんだけれ ども、消費者からは意見が出てこないという状況になります。消費者団体とか、私など は今までにも何度か総務省さんにお願いして、消費者団体とか、そういうグループ対象 の学習会を開いていただいて、それでパブリックコメントを出すという手続をやってき たんですけれども、消費者庁問題とかありまして、消費者団体関係の委員の方々も忙し くて、今回、ほとんどこの手の説明会等がなかったというのが総務省マターの現状でご ざいました。ですので、私どもが開いてくださいと待つのではなく、そちらからも消費 者に関連するようなパブリックコメントの募集があるときには、よりわかりやすく関心 を持っている層にもっとPRをしていただきたい。これがお願いでございます。

○東海部会長 大変大事なご指摘だと思っております。これは私が答えるより、むしろ 行政がお答えになることだと思います。

以上です。

- ○淵江事業政策課長 委員のご指摘はもっともだと思いますので、これまで消費者団体 の方とか、また、高橋委員をはじめ行政と消費者団体との意見交換の場を各地でも開い てほしいという話で、いろいろつくらせていただきましたけど、今伺ったご意見はもっともでございますので、できるだけそういうパブリックコメントになるような情報を流すときに、消費者団体の方々の目や耳に届くような方法を考えていきたいと思います。 ありがとうございました。
- ○辻部会長代理 いろいろな新競争促進プログラムの事例というか、取り組まれている のをリストアップされて、精力的にやっておられるのは非常に評価できますし、よくわ かります。政策の場合は、事後的にどこまで目的が達成したかどうか、事後的な政策評 価もやってみて、次の政策に向けて参考にすると言う意味もあります。いろいろと前向

きに非常にたくさんやっておられますが、政策評価がどちらかと相対的に少ない感じが します。もしいろいろな事業の施策について、ほんとうにどこまで政策の狙いが浸透し ているのかという評価的なものを行っていただけると我々にも参考になると思います。 よろしくお願いいたします。

- ○淵江事業政策課長 深く心に刻んで、そうなるようにしていきたいと思います。
- ○東海部会長 どうぞよろしくお願いしたいと思います。 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- ○斎藤委員 教えていただきたいんですけれども、9番の紛争処理機能の強化というと ころがございます。これは国内だけなんでしょうか。海外での問題とかというのは想定 していらっしゃるんでしょうか。
- ○淵江事業政策課長 想定しているのは国内事業者になります。
- ○斎藤委員 海外というのはあまりないんですか。
- ○淵江事業政策課長 海外の事業者とやる場合に、事業者と事業者との関係になります と、法律といいますか、及ぶ範囲がちょっと実効性が担保できないところがございまし て、電気通信事業法のテリトリーとしましては難しいかなと思っています。
- ○斎藤委員 ありがとうございます。
- ○東海部会長 現状ではそういうことになっておりますけれども、今ご指摘のことはこれからの方向として1つ、検討するべきご意見だろうと思いますので、何かの機会で問題提起していただければなと思ってございます。

ほかにいかがでしょうか。

- ○高橋委員 関連で、先ほど接続ルールのところでご質問しようかどうか、ちょっと迷っていたんですが、紛争処理機能に関してなんですが、例えば先ほどのでいきますと、紛争処理対象に通信プラットフォーム事業者とか、コンテンツ配信事業者を追加することが適当という形になっていますけれども、これらの方々が紛争のテーブルに着くということに関しての義務づけというのはどういうふうになっているのかということなんですが、今の海外も含めて事業者間の紛争のときに、必ず新しく追加される人たちも含めて、片方が訴えてきた場合に、それを必ずテーブルに着くという枠組みになっているのかどうかを教えていただきたいと思います。
- ○古市料金サービス課長 例えば今の電気通信事業紛争処理委員会の場合は、仲裁あっせん制度を中心とした制度でございますので、基本的には事業者の方々が自分のご判断

で仲裁あっせんを申請するかどうかという制度になっているということでございます。

- ○東海部会長 だから、いずれにしても、現状はそういう形ですね。しかし、今ご指摘のことは、もう少し広い形で、今度、新しい提案がなされたときには、具体的に電気通信事業者でない方がそこへお出いただくというような形も検討していかなきゃならないなんですね、おそらく。ですから、それはどうするか。それは実は具体的にはまだ検討していないんじゃないかと理解しております。方向性だけ今、先ほど接続ルールのところで説明させていただいた。
- ○酒井委員 今の関連なんですが、確かにおっしゃるとおり、紛争処理委員会というのは想定しているのは国内の事業者だけだと思うんですけれども、消費者保護のところで、例えばさっきストリートビューの問題がありましたし、ちょっと私ども学会なんかで言えば、図書館、ある会社が全部コピーして図書館で見せるようにするとか、そういう話が大問題になっておりまして、そうすると、どうしても海外から入ってくるんです。ただ、法律的にどうできるのかわかりませんけど、国として、そういったトラブルのときに、どこでどうやるのかという話を総務省だけじゃないのかもしれませんけれども、お考えいただけると非常にありがたいんじゃないかと思っております。
- ○東海部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。 よろしゅうございますか。これは報告事項でございますので、特にご了承ということ ではないわけでございます。

ありがとうございました。

- ウ.「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用実績について
- ○東海部会長 それでは、最後の議題でございます。「公益事業者の電柱・管路等使用 に関するガイドライン」の運用実績について、総務省からご報告をお願いいたします。
- ○井幡事業政策課企画官 それでは、お手元の資料6-3に基づきまして、電柱・管路 ガイドラインの運用実績について、ご報告させていただきます。

まず、1ページでございます。「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」、いわゆる「電柱・管路ガイドライン」でございますが、この制定経緯等につきまして、イントロダクションとして簡単にご説明させていただきます。1にございますように、平成12年11月6日のIT戦略会議・IT戦略本部合同会議の場で、線路敷設の円滑化についてということで、線路敷設の円滑化に関する基本方針が取りまとめられました。当時は、IT戦略会議・IT戦略本部におきましては、IT基本戦略、いわゆる5年以内に3,000万世帯を高速インターネット網に、1,000万世帯を超高速インターネット網に接続可能な環境整備を目指すということを取りまとめたものでございますけれども、まさにその議論が行われているところでございます。このガイドラインは、特に超高速インターネットアクセスの実現に不可欠である光ファイバ網の円滑な整備を促進するために、基盤となる電柱・管路の開放ルールをまとめたものという位置づけでございます。

内容でございますけれども、電柱・管路の主な保有者でございます電力事業者、それから、中心はNTT東西でございますけれども、電気通信事業者、それから鉄道事業者等といった公益事業者と、その借り手でございます認定電気通信事業者、この両者の関係に関して貸与申込手続、貸与を拒否できる事由、貸与期間等についてまとめたものでございます。このガイドラインにつきましては、附則の中で、設備使用の進展の程度等を踏まえて、毎年4月1日に改正を行うか否か検討する。その検討に際して必要なデータを収集する場として、毎年、関係事業者の方から実態調査の提出をお願いしているということでございます。

このご報告でございますけれども、例年でございますと、今申し上げましたように、 4月1日の時点で改正するかどうか見直すことになっておりますので、例年でございま すと毎年3月に事業政策部会にはご報告させていただいておるんですが、本年につきま しては、開催スケジュール等の関係で8月のご報告となったということでございます。 2ページでございます。平成20年度の見直しに際しまして実施いたしました実態調査の概要でございます。今回、実態調査の対象とさせていただきましたのは、まず貸し手側といたしまして、電気通信事業者みずから線路設備を設置するための電柱・管路を保有されている主要事業者、7事業者さんでございます。それから、電気事業者、10事業者、それから、鉄道事業者に関しては民鉄、JR合わせて23事業者を対象に実態調査をお願いしたところでございます。

それから、借り手でございますけれども、みずから電気通信回線設備を設置する電気 通信事業者すべてに対して照会をかけさせていただきまして、59の事業者さんから回 答をいただいておるところでございます。

以下、結果の概要につきまして簡単にご紹介させていただきます。まず、資料の3でございます。こちらが電柱の新規貸与本数の推移ということでございます。平成13年にガイドラインを創設いたしまして以降、着実に増加傾向にございます。平成20年度につきましては、約290万本の新規貸与が行われたということでございます。

次に、4ページ、管路の新規貸与を距離数のベースであらわしたものでございます。 こちらにつきましては、年によって多少凸凹がございますけれども、平成20年につき ましては、昨年に比べますと約100キロ分ほど増えて、約580キロの貸与が行われ たということでございます。

次に、5ページでございます。調査申請状況ということで書かせていただいておりますけれども、これは実際の貸与申請を行う前段階として、借り手である電気通信事業者さんが貸し手である公益事業者さんに対して利用可能かどうかの調査をお願いする。その時点で、それに対する回答がどのようなものであったかということをまとめたものでございます。まず、電柱でございますけれども、件数ベースで見ますと、平成20年、70万件、そのうち、提供不可という答えが出たのが約1, 179件でございますので、割合としては大体 $0.1\%\sim0.2\%$ らい。それ以外については、おおむね提供可という答えが出たということでございます。それから、管路のほうでございますが、こちらについても、件数ベースでいますと、平成20年度1, 865件の調査申請があったところ、提供不可という回答があったのは122件、割合でいきますと大体全体の $5\%\sim6\%$ ぐらいという状況でございます。

次に、6ページでございますけれども、これは今ご説明いたしました調査の結果を踏まえて、実際に行われた申請に対する回答の状況でございます。これも件数ベースでご

ざいますけれども、電柱につきましては、平成20年、約67万件、そのうち実際に拒否されたものが46件という位置づけでございます。事業者ごとの内訳で見ますと、貸与された実績のうち、電力事業者さんに関するものが大体9割弱で、電気通信事業者に関するものが1割強という状況でございます。同じく管路でございますが、申請件数約1,500件のうち、拒否されたのは平成20年、1件のみ。件数の内訳でいいますと、電力事業者に関するものが約8割、それから、通信事業者に関するものが約2割という状況でございます。

次の7ページでございます。これは今の貸与実績を件数ベースではなく、電柱で言えば本数ベース、それから、管路で申し上げますと距離ベースでまとめたものでございます。電柱のほうですが、平成20年につきましては、全体貸与実績の内訳、9割が電力事業者さんに関するもの、1割が電気通信事業者に関するものということでございます。管路に関しては、同じく電力事業者に関するものが4割、通信事業者に関するものが5割という状況でございます。管路につきましては、件数ベースですと圧倒的に電力事業者さんの数が多いんですけれども、距離ベースで見ますと、今度は通信事業者の比率が増えるという状況にございます。

次、8ページでございますが、これは今申し上げましたような状況を一表にまとめた ものでございます。

9ページでございます。これは実際提供不可とされたものについて、どのような理由で提供不可とされたものが一番多いかというものをまとめたものでございます。第5号でございますけれども、これは技術基準に適合しないという理由で拒否したもの、これが圧倒的に高い比率を占めておりまして、平成19年でございますと86%、平成20年で申し上げますと76%ということになっております。具体的に申し上げますと、これはほとんど電柱絡みでございますが、これ以上ケーブルをかけると電柱が倒れてしまうといったことがこれに該当するものでございます。

次、10ページでございます。データ等だけではなくて、実態調査に際しまして、ガイドライン改正等に関するご意見・ご要望を関係の事業者さんから伺っているところでございます。平成20年に関しましては、全部で39事業者さんから約109件の意見をいただいております。全体につきましては、別冊のほうでまとめておりますけれども、ここではお時間の関係もございますので、主立ったものだけ簡単にご紹介させていただきます。

まず1つ目でございます。これは鉄道事業者さんからのご意見で、鉄道事業者さんについては、設備のニーズもない等を踏まえて、ガイドラインの対象から外す等の措置を講ずるべきというご意見をいただいております。これにつきましては、私ども総務省といたしましては、鉄道事業者さんについても一定の貸与実績があって、ニーズも相応にあるということで、今の時点でこのガイドラインの対象から外すのではなく、引き続きガイドラインの対象にさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、2つ目、これは貸し手である電力事業者さんからのご意見でございますけれども、借り手である設備利用者のほうから、自身の都合で設定した期日までの回答を求められる。十分手続等に要する時間を配慮してほしいというご意見でございます。この点につきましては、ガイドラインの中で、調査申請については約2カ月間の猶予期間を持っておりますので、これに基づいて当事者間で個別具体的に協議いただくことが適当ではないかということでございます。

それから、3つ目は、設備利用者のほうで実際ケーブルを敷設した後に、当初の承諾した内容と違うことが行われているということで、改修指示を出すことがあるわけですけれども、それに対するレスポンスが必ずしもよくないということで、これもまた貸し手でございます電力事業者さんからのご意見でございます。これにつきましても、まずは当事者間でご協議いただく事項ではないかということで考えております。

それから、下から2つ目でございますが、これも同じく電力事業者さんからのご意見で、ガイドラインは毎年、見直すこととしておりますけれども、毎年見直す必要はないのではないかというご意見でございます。これにつきましても、ガイドラインの実効性を担保していくという観点からは、毎年見直しを行う作業は今後とも必要であるということでございます。

それから、このページの最後、設備保有者さんの考えで左右されることではなく、一束化の敷設であるとか、あるいは単独敷設、腕金敷設の優先順位等についてガイドライン化すべきであるというご意見でございます。これにつきましては、エリアごと、整備保有者さんごとにそれぞれ状況は異なるということがございますので、一律ガイドラインで規定することはちょっと難しいのではないかと考えております。

それから、次の11ページでございます。これはガイドライン改正に関するもの以外 のご意見・ご要望でございます。これらについては、おおむねガイドラインに既に規定 されている事項、あるいは事業者間協議にゆだねられるべき事項というものがほとんど でございますので、ここでは説明を省略させていただきます。

最後、12ページでございますが、平成20年度、平成21年4月1日に行った見直 しの結果といたしましては、20年の状況を見る限り、貸与実績というのは引き続き一 定水準以上がキープされている。さらに、ご意見・ご要望に関しても、既に現行のガイ ドラインより担保されている事項等がほとんどでございましたので、平成20年度に関 しては、ガイドラインの改正は行わないということで実施させていただいているところ でございます。

説明は以上でございます。

- ○東海部会長 ありがとうございました。ご意見、ご質問ございますでしょうか。
- ○斎藤委員 電柱のところがどうもよくわからないので教えてください。電柱の新規が毎年、300万近く、そして、管路のほうも上下はありますけれども、大体500キロぐらい安定的に使われています。ということは、これが使えるということがかなり認知されているように思われます。これによって設備競争の促進になるのだろうか。特に目新しい施策ではないように思えます。先ほどの新競争プログラムの中で設備競争の促進が一番最初に書いてありました。そのあたりの関係がよくわからないので、ご説明いただいてよろしいでしょうか。
- ○井幡事業政策課企画官 「電柱・管路ガイドライン」でございますけれども、まさに 今、ご指摘いただきましたように、設備競争を促進するという観点で、設備を敷設する 際に不可欠である電柱とか、管路を使いやすくできるようにという観点でまとめたもの でございます。今もご指摘ございましたように、例えば電柱のところをごらんいただき ますと、ガイドラインをつくった平成13年から18年ぐらいまでは急激なカーブ、18年以降は、どちらかというとカーブが鈍る傾向にあるんです。これはまさにこのガイドラインというものが広く一般に周知、認識されることで、大体ニーズのある部分については問題なく貸与されるようになってきた、ニーズが大体満たされることで各件数が 横ばいになっているという状況を示しているものかと思います。

今後、設備競争を促進するために、これがどれだけ有効かということは確かにあるんですが、このガイドラインそのものの効果は引き続きあるのではないかと考えております。そういう観点で、さらにこのガイドラインをより使いやすくしていただくという観点で、毎年、見直しを行うということでさせていただいておりますので、これについては引き続き、またこれまでと同様、事業者さんの意見を聞きながら、どういったガイド

ラインの在り方がいいのということは、私ども総務省としても考えていきたいと考えて おります。

- ○斎藤委員 ありがとうございました。
- ○東海部会長 むしろ電柱・管路等々、その他については、いわゆる本体の設備競争を 後押しする施策だと思っていいんですね。
- ○井幡事業政策課企画官 はい。
- ○東海部会長 ありがとう。そんなことだそうでございます。ほかにいかがでしょうか。ありがとうございました。

閉 会

- ○東海部会長 以上で本日の審議を終了いたしますけれども、委員の皆様方から何か特にご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。あるいは事務局から特にございませんか。
- ○白川管理室長 はい。
- ○東海部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議を終了させていただきたいと思います。

次回につきましては、また別途、調整して、事務局からご連絡ということとさせてい ただきます。

以上で閉会でございます。お疲れさまでございました。